



13 高教互第 89 号
平成 14 年 3 月 28 日

各所属所長 様

財団法人高知県教職員互助会
理事長 大 崎 博 澄

財団法人高知県教職員互助会給付規程等の一部改正について（通知）

平素は、財団法人高知県教職員互助会の運営のためにご協力をいただいております。
このことにつきまして、お礼を申し上げます。

今回、公立学校共済組合において、医療費（本人及び家族）の一部負担金払戻金について、既に、ご案内のとおり 4,000 円の控除から 3 年間で順次 20,000 円へ引き上げられることとなりました。このため、当互助会の医療費補助金（本人及び家族）につきましても別紙のとおり給付規程の改正をいたしました。

会員の皆さまには、一層負担が大きくなることとなりますがご理解をいただきますようお願いいたします。

また、運営規則につきましても「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき派遣される職員の会員資格を明確にするため、別紙のとおり号を追加する改正を行いましたので、会員の皆さまへご周知くださるようお願いいたします。

記

- | | | |
|-------------|--|-------|
| 1 医療費補助金 | 1,800 円超～5,000 円 | 互助会負担 |
| 家族医療費補助金 | 2,200 円超～5,000 円 | 互助会負担 |
| 2 運営規則 | 号を追加し派遣職員に関する会員資格明確化 | |
| 3 育児休業の掛金免除 | 1 歳未満から 3 歳未満へ対象年齢を拡大
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴うもの | |

財団法人高知県教職員互助会給付規程の一部を次のように改正する。

平成十四年三月二八日

財団法人高知県教職員互助会理事長 大崎博澄

第六条を次のように改正する。

「地方公務員等共済組合法等」を「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一五二号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び老人保険法（昭和五十七年法律第八十号）その他の法令」に改正する。

「その超える金額に相当する額を支給する。」を「その超える金額から五千円までの範囲の金額に相当する額を支給する。」に改正する。

（附則）

この改正は、平成十四年四月一日から施行し、改正後の医療費補助金及び家族医療費補助金は、平成十四年二月一日以後の診療に係るものについて適用する。

◇財団法人高知県教職員互助会給付規程第6条を次のとおり改正する。

(医療費補助金及び家族医療費補助金)

第6条 医療費補助金又は家族医療費補助金は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び老人保健法（昭和57年法律第80号）その他の法令によって療養費、家族療養費又はこれらに類する給付が支給される場合において、当該医療費総額のうち、自己負担に係る療養費又は家族療養費に相当する額が医療機関ごと、月ごとの1件につき1,800円（被扶養者にあつては2,200円）を超えるときは、その超える金額から5,000円までの範囲の金額に相当する額を支給する。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行し、改正後の医療費補助金及び家族医療費補助金は、平成14年2月1日以後の診療に係るものについて適用する。

財団法人高知県教職員互助会運営規則の一部を次のように改正する。

平成十四年三月二八日

財団法人高知県教職員互助会理事長 大崎博澄

第二条第一項第三号を次のように改正する。

「単純な労務に雇用される一般職に属する」を「技能」に改正する。

第二条第一項第四号の次に一号を追加し第五号とする。

「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく派遣職員」

(附則)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

◇財団法人高知県教職員互助会運営規則第2条を次のとおり改正する。

第2条 寄附行為第21条に規定する会員は、公立学校共済組合高知支部に属する組合員（以下「共済組合員」という。）で、次の各号の一に該当する者に限る。ただし、職員の再任用に関する条例（平成12年高知県条例第3号）の再任用職員を除く。

- （1）職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34条）第2条に規定する職員
- （2）公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37条）第2条に規定する職員
- （3）技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56条）第2条に規定する職員
- （4）公立学校共済組合高知支部職員及び互助会事務局職員
- （5）公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく派遣職員

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

育児休業をしている会員の掛金の 免除の取扱いについて

平成14年4月1日

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部を改正する法律により、育児休業の対象年齢が1歳未満から3歳未満へと引き上げられたため、育児休業者に係る互助会の掛金の免除についても、同様に、1歳未満から3歳未満へ免除期間を延長する。

ただし、運営規則第13条の規定は、現行のとおりとする。

（参考－運営規則第13条）

（掛金及び掛金率）

第13条 会員は、毎月掛金として給料月額（日額の場合はその25倍に相当する額とする。）1,000分の6に相当する額を給料受領の際互助会に納入しなければならない。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定に基づき育児休業をしている会員が互助会に申出（別紙様式）をしたときは、育児休業の初日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金を免除する。